

愛知県教育委員会教育長 殿

2024年2月25日

教職員課長及び瀬戸西高校校長らの処分を求める請願

住 所 [REDACTED]  
氏 名 井 上 満

1. 請願趣旨

(1) 県教委提供の資料によれば、幸田高校校長は、幸田町社会教育委員会委員に委嘱された件について、また、佐織特別支援学校校長は、津島市教育支援委員会委員に委嘱された件について、おのおの、県教委に対し、教育公務員特例法第17条に基づく兼業承認申請を行った。それに対し、県教委は、各校長に「兼業上の留意点」を示した上で、承認する旨の回答を行っている。

(2) 瀬戸西高校校長は、瀬戸市学校運営協議会規則により設置された瀬戸市立にじの丘小学校学校運営協議会の委員に委嘱され、右協議会の会長に就いた。右協議会委員は、瀬戸市の「非常勤の特別職」である。

瀬戸西高校校長は、(1)で記した例と同様、教育公務員特例法第17条に基づく兼業承認を受けべきであるにもかかわらず、兼業承認申請を行っていない。これは、明白に、教育公務員特例法第17条に違反する。瀬戸西高校校長の他にも、同様に兼業承認申請を怠っている校長がいる。

(3) 請願者は、上記、兼業承認申請を怠っている校長らの違法性について、教職員課に質した。教職員課は、最初、「兼業承認を受ける必要がある」と回答したが、後に「『兼業承認申請』は不要である」と、その回答を180度ひっくり返した。

県教委は、初任者研修用冊子『新しく先生となるみなさんへ』において、地方公務員法第38条・教育公務員特例法第17条の解説を行い、「……本務の遂行に支障がないと教育委員会が認める場合には、兼職・兼業が認められることもある（所属長によく相談すること）。」と記している。

(下線=引用者)

県教委や所属長（校長）が、関係法規を理解しないでどうするのか。

つまるところ、請願者には、「兼業承認申請を怠っている」校長を救おうとしているだけの教職員課が見えてくる。

他の自治体（瀬戸市）の非常勤の特別職に就くにあたり、「兼業承認申請」が不要ならば、(1)に例示した幸田高校校長らのような「申請」についても、県教委として「不要である」として受理しなければよいのだが、受理した上で「承認」通知まで出している。このような整合性のない事務を行っているのは、県教育行政に向上は無い。

よって、以下のように請願する。

2. 請願項目

- (1) 関係法規を無視し、整合性のない事務を行っている教職員課長を処分すること。
- (2) 「兼業承認申請」を怠っている校長を処分すること。

以上

